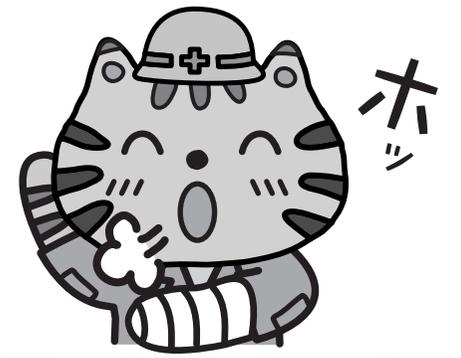


労働保険は民商へ



特別加入で 事業主(親方)と家族従業員も入れます。

労働者(職人・従業員)は1人でも加入が必要です

法律では、常時、労働者(職人、従業員)を一人でも使用する事業主は、業種と規模を問わず必ず労働保険(労災保険と雇用保険)に加入しなければならないことになっています。

「未加入」はご注意ください

労働保険や社会保険など未加入の事業主に対して、行政や元請けからの問い合わせが強まっています。

例えば…

- ▶ Aさん(建設工事業)の場合
1日… **145円**の労災保険料
- ▶ Bさん(飲食業)の場合
1日… **40円**の労災保険料

以下の給付内容が受けられます

- 治療費、入院費、手術代など **一切無料**
- 休業中も平均賃金の **60%~80%を給付**
- 後遺症への給付、遺族補償、葬祭料などもあります。

※保険料は業種・条件によって異なります。
※別途、事務組合費が必要です。

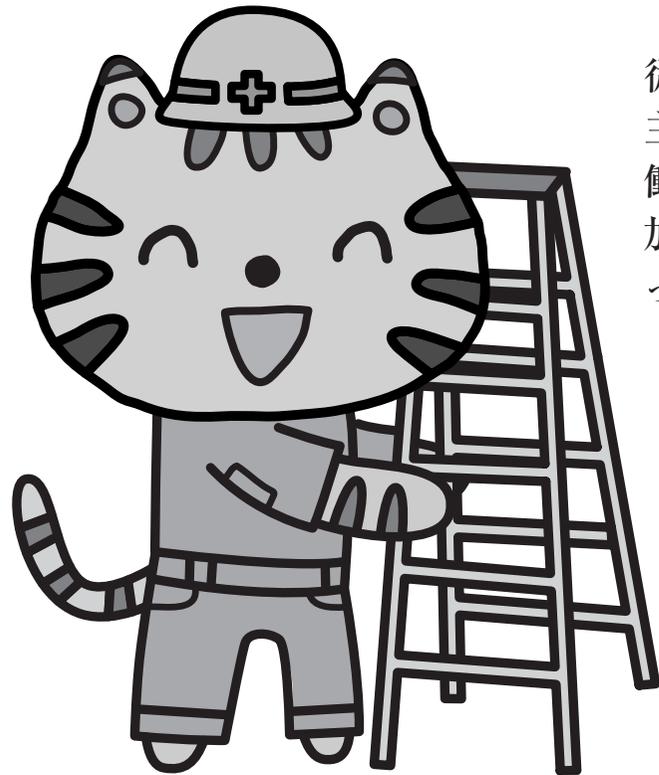
民商の事務組合 3つのメリット!

- ① 事業主や家族従業員も加入でき安心
- ② 労働保険料を年三回に分割納付が可能
- ③ 安い費用で労力が省ける



その他にも

雇用保険、健康保険・厚生年金の加入や諸手続き、従業員の源泉徴収の手続きもOK。社会保障の充実で事業主も従業員も安心です。



営業とくらしの相談は 土日もOK(午前10時から受付)

0120-22-0000

詳しくはwebで [民商おおさか](#) [ウェブ検索](#) [ツイッターで情報発信中!](#)

こんな相談も民商へ

- 税金
- 滞納
- 国保
- 税務調査
- 記帳・決算
- 許可

経営交流も活発です!